

# 要介護認定者の所得税・町県民税申告控除

介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりの状態や認知症などで日常生活に支障のある一定の基準に該当する場合、税の申告のときに「障害者控除対象者認定書」を添付することで障害者控除または特別障害者控除の適用が受けられます。

## ◎認定書交付対象者

毎年12月31日現在、町内に  
お住まいの65歳以上の要介護  
認定を受けている方で、次の  
表に該当する方。

## ◎交付申請手続き手順

①送付された申請書と印かん  
を持って福祉課介護班へお  
越しください。

②介護班で申請内容を確認し  
ます。

※該当する方には、1月中旬  
に福祉課から申請手続きの  
お知らせを送付します。

③介護班から該当する障害者  
控除対象者認定書を交付し  
ます。

## ◎交付申請をする必要がない方

すでに障害者手帳等をお持  
ちで、該当する障害者控除  
を受けている方

・本人(対象者)または扶養義  
務者が非課税で、申告をす  
る必要がない方

## ◆問い合わせ

福祉課介護班  
☎(84)1257

設定区分	障害理由	認定基準
障害者	知的障害者 (軽度・中度)に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、ⅢaまたはⅢbである方
特別障害者	知的障害者 (重度)に準ずる  寝たきり老人	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはMである方  主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1またはC2である方

大切に保管を!

平成24年分

公的年金等の源泉徴収票

平成24年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を理由に年金を受け取られた方に、1月中旬から下旬にかけて公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)が日本年金機構から送付されます。

証明内容は、平成24年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等です。

この証明書は確定申告に必要な添付書類ですので、紛失しないよう大切に保管してください。紛失してしまった場合や届いていない場合は、再発行ができますので左記までご相談ください。

## 受付時間

○月曜日

午前8時30分～午後7時

○火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※月曜日が休日の場合は翌日以降の開所日初日は午後7時まで

○第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日、平成24年12月29日～平成25年1月3日はご利用できません。

## ◆問い合わせ

日本年金機構  
ねんきんダイヤル  
☎0570(05)1165  
(ナビダイヤル)

※IP・PHS電話の場合  
☎03(6700)1165

